

鹿屋体育大学学則第28条、第29条及び第30条に規定する既修得単位等の認定に関する取扱いについて

〔平成14年 2月21日〕  
教授会決定

改正 平成16年 4月 1日  
学長裁定  
令和5年 7月 21日

第1条 鹿屋体育大学学則第28条、第29条及び第30条に規定する他の大学又は短期大学における修得単位、大学以外の教育施設における学修及び入学前の既修得単位（以下「他大学等で修得した単位等」という）の認定については、次の基準により教務委員会で審議し、決定するものとする。

(1) 単位認定の申請

- ① 単位の認定を希望する者は、他大学等において修得した単位等に係る単位認定申請書（以下「単位認定申請書」という。）により当該単位を修得後すみやかに申請するものとする。ただし、入学前に他大学等で修得した単位等の認定を希望する者は、原則として入学年の4月中に申請するものとする。
- ② 修得した単位等の認定については、提出された単位認定申請書に基づき個別に審議するものとする。

(2) 修得単位等の認定

- ① 学則第28条、第29条及び第30条に規定する他大学等で修得した単位等については、原則として本学の一般科目、キャリア形成科目及び専門科目の授業科目名に読み替えて単位を認定する。
- ② 他大学等で修得した単位等について、入学前に本学学部で修得した単位を除き、本学における専攻科目、教職科目の授業科目への単位の読み替えは行わない。
- ③ 他大学等で修得した単位等について、入学前に本学学部で修得した単位を除き、本学で開講する以下の資格関連科目への単位の読み替えは行わない。
  - ・公認スポーツ指導者（公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体等）
  - ・健康運動実践指導者（公益財団法人健康・体力づくり事業財団）
  - ・健康運動指導士（公益財団法人健康・体力づくり事業財団）
  - ・イベント検定（一般社団法人イベント産業振興協会）
  - ・レクリエーション・インストラクター（公益財団法人日本レクリエーション協会）
  - ・レクリエーション・コーディネーター（公益財団法人日本レクリエーション協会）
- ④ 本学で修得した単位として認める単位数のうち、卒業所要単位として認定する単位数については、一般科目及びキャリア形成科目について18単位を上限とし、残りの単位については、卒業所要単位以外の自由選択科目として認定する。

(3) その他

- ① 認定する単位数及び評価については，修得科目ごとに審議するものとする。
- ② 評価は，他大学等での評価を参考として，本学の評価基準で評価するものとする。
- ③ 既修得単位等の認定の結果は，申請した学生に対し通知するものとする。

第2条 既修得単位等の認定に関し，必要な事項は別に定める。

附 則

この取扱いは，平成14年2月21日から施行する。

附 則（平16.4.1）

この裁定は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（令5.7.21）

この取扱いは，令和5年7月21日から施行する。